2　法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けようとする者（非居住者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その住所を管轄する領事官又は最寄りの領事官（次項において「住所を管轄する領事官等」という。）を経由して、厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

3　前項の規定による申請書の厚生労働大臣への提出は、住所を管轄する領事官等から当該者が最後に国内に有した居住地（居住地を有しなかったときは、その現在地）の都道府県知事（当該者が法第二条第二項の規定による申請に係る被爆者健康手帳の交付を受けた者であって、当該交付を受けた時以後、国内に居住地及び現在地を有しないものであるときは、当該交付を行った都道府県知事。次項において「領事官等からの経由都道府県知事」という。）を経由して行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の項中「第八条」を「第八条第一項、第三項及び第四項」に改める。

総務大臣　原口　一博
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月十七日

最高裁判所

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「を除く」を「にあつては、次席書記官の配置された支部に限る」に改める。

第五条第四項中「知的財産高等裁判所」の下に「及び次席書記官の配置された支部」を加え、ただし書を削る。

第六条の二第三項中「又は第五条第四項ただし書に規定する刑事の事務を取り扱う上席の主任書記官」を削る。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○農林水産省令第十七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、及び関係法律を実施するため、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一号中「及び」を「、」に改め、「第五十二条の五十四の規定」の下に「、農業協同組合法第九十二条の八十一の規定及び農業協同組合法第九十二条の八十一の規定及び水産業協同組合法第百二十一条の八十一の規定及び水産業協同組合法第五十二条の八十一の規定及び水産業協同組合法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十一の規定」を加え、第七号中「及び第九十五条の四第一項」を「、第九十五条の四第一項」に改め、「第五十二条の五十四の規定」の下に「並びに農林中央金庫法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一の規定」を加える。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○法務省告示第百三十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年四月三日から効力を生ずる。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

大分県津久見市長

○法務省告示第百三十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ワシントン州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

一　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

アメリカ合衆国オレゴン州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百三十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　アンドレアス・メンゲル
生年月日　千九百七十年九月二十一日
国　籍　ドイツ連邦共和国
原資格国　ドイツ連邦共和国

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

アメリカ合衆国オレゴン州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百三十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　エイモス・ウィリアム・ジェームズ・キャリントン
生年月日　千九百七十九年七月三十一日
国　籍　連合王国

○法務省告示第百三十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　小川　夏子
生年月日　千九百七十二年一月十八日
国　籍　日本国

○法務省告示第百三十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　保坂　聖一
生年月日　千九百六十八年十二月二十五日
国　籍　日本国

○法務省告示第百三十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年三月十七日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　保坂　聖一
生年月日　千九百六十八年十二月二十五日
国　籍　日本国
原資格国　アメリカ合衆国ワシントン州